平成２２年（フ）第１５４号
福島県郡山市富田町字下亀田29番地の１　メゾンクンメイ東棟102号、申立時の住所福島県郡山市桑野５丁目16番地の28　ナイスアーバン大島中央公園102号
債務者　君島　弘志
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
福島県郡山市台新１丁目１番21号
債務者　中村　秋男
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
福島県郡山市開成５丁目８番６号
債務者　東海林千賀子
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
福島県郡山市新屋敷１丁目35　ニッカン102304号、住民票上の住所福島県白河市大信中新城字塩沢54番地
債務者　兼井　由利
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
長野県上田市住吉857番地１
債務者　森　英里奈
１　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２１１号
長野県千曲市大字磯部22番地４
債務者　大野　　明
１　決定年月日時　平成22年11月16日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３５９号
兵庫県明石市松が丘１丁目２番８―253号
債務者　太田　一葉
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
神戸市西区北別府４丁目４番地の17
債務者　北川　史晶
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４０５号
神戸市西区伊川谷町有瀬143番地の２　県住１―802号
債務者　山本資子こと　郭　　吉子
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４０７号
兵庫県明石市松が丘北町3784番地の13　パレス朝霧706号
債務者　柿坪　加奈
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４０９号
兵庫県明石市大道町２丁目６番23号
債務者　佐伯美津子
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４２９号
神戸市西区枝吉２丁目63番地　ルモンクレール枝吉203号
債務者　川田　敬子（旧姓麓）
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
兵庫県明石市大久保町わかば２番19号　第366川辺ビル202号
債務者　八木まゆみ
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
兵庫県明石市大久保町大窪454番地の１　ドミール北開地302号、旧住所兵庫県明石市藤江2031番地　プレステージ西明石Ⅲ―401号
債務者　菊地栄里子
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
松江市東津田町1610番地１　レガリア東津田102号、前住所松江市東津田町459番地１
債務者　田中　通夫
１　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０号
佐賀県唐津市和多田天満町２丁目　和多田市営住宅２棟405号、住民票上の住所佐賀県唐津市和多田本村８番39号
債務者　前田　明美
１　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部